

明治期秋田県における武道の奨励について

森 田 信 博

The Encouragement of Budos in Akita Prefecture in Meiji Era

Nobuhiro MORITA

The purpose of this study is intended to investigate progress of Budos(japanese military arts, chiefly Kendo and Judo) in Akita prefecture in Meiji era. The national institute of gymnastics insists upon normal gymnastics for school physical education. After 1886 military gymnastics were used in schools as teaching materials, too. But traditional Budos were not adopted as indispensable teaching materials in Meiji and Taisho era. Conclusions of this study are following.

1. Traditional Budos were adopted as teaching materials in number of lower secondary school in Akita. And after 1906 Budos were used as indispensable materials.
2. Budos were more popular as extra-curricular activities(club) that extensively executed interclass and interschool matches.
3. The participants of interschool Budo meeting (Kendo and Judo) increased every year. This meeting was most important aim among all students in Akita.
4. The encouragement plans for Budos in Akita made Budos more popular in School and local society.

1. はじめに

明治5年(1872)9月5日(陰暦8月3日), 学制が発布され小学校教科に「体術」の名称で学校体育が実施されることになった。しかし具体的な実施方法を示した「小学教則」には「体術」の項目がなく, その内容, 方法は明らかにされなかった。翌6年の「改正小学教則」では「体術」が「体操」と改められ, 「榭中体操法図, 東京師範学校板体操図等」を参照して「1日1, 2時間」実施することが示された。体操伝習所が開設される明治11年までは, これらの欧米の体操書の直訳を模倣した形式的な徒手体操が実施されれば良い方であった。学校体育の教材に「徒手体操」が取り上げられたひとつの理由として, 幕末から明治初年にかけて幕府や各藩は兵制の改革に西洋式を取り入れ, その基本訓練として徒手体操が実施されていったことがある。明治3年には陸軍がフランス式軍制を敷き, 6年には陸軍戸山学校に体操研究所を設立し翌年にはフランスの体操教師デュクロを招聘している。学校体育はこのような陸軍の採用した体操の影響を受け, 徒手中心の体操教材となり, さらに施設, 設備の不備さらには学童の和服も, 室内での上肢, 下肢を主とする運動にならざるを得なかった。

明治11年に体操伝習所が設立されて, 学校体育の基礎

が整っていった。外国人教師として招聘されたG.A. リーランドは, D. ルイスが考案した「徒手体操, 亜鈴, 球竿, 木環, 豆囊, 棍棒など¹⁾」の保健的性格のノーマル・ジムナスティックス(normal gymnastics)を主要教材として「男子体操術, 女子体操術, 幼児体操術, 美容術, 調声操法など²⁾」を指導した。この「普通体操」あるいは別名「軽体操」は, 斜梯, 平梯, 平行桿, 跳躍板などを用いる重体操(heavy gymnastics)の対極に位置され, フットボール, クリケット, ベースボールなどの戸外運動や端船操櫓法や競漕などの操櫓術も含まれていなかった³⁾。このリーランドの指導した体操法は, 明治14年7月以降, 体操伝習所の卒業生によって全国に普及されることになる。この体操法だけが学校体育として最適の方法となった。

しかし明治16年の徴兵令の大改革に伴い翌17年に, 文部省は学校で行われる歩兵操練科の程度, 実施方法さらに小学校での実施の是非を体操伝習所に問いかけた。この頃より富国強兵策の強い影響と急速な西欧化への見直しなどにより, 体操伝習所の普通体操のほか陸軍戸山学校の兵式体操, 伝来の武道さらに外来の戸外スポーツが学校現場に導入されていった。すなわち外来のスポーツは教科としてではなく, 課外クラブや運動会といった課

外的行事として学校体育に影響をおよぼしたが体操伝習所の考え方からすれば、自主的なスポーツやゲームは、必ずしも教育的ではなかった。さらに体育は単に保健衛生的に疾病予防や身体養護のみではなく、徳育として精神をも鍛えていくという発想も強まり、陸軍戸山学校式の操練法に強い関心もたれ、陸軍教導団附士官の学校派遣が行われた。この軍事訓練としての兵式体操も、体操伝習所は当初反対の姿勢であったが、文部省、陸軍に押し切られ、明治17年に答申を出し学校体育は普通体操、兵式体操併行へと移行していく。それとともに剣術及び柔術の教育上の利害適否に関する調査が体操伝習所に依頼されていく。

一方秋田県では、他県と異なり「学制発布－従前学校廃止－新教師の育成－新学校設立⁹⁾」という経緯をたどったために、学制に基づく学校設立の伺書は明治7年になって文部省に届けられることになる。秋田県では従来の郷学校や藩校などを容易に廃止することはできたが、その一方で新学校の創立には困難が山積し、長い教育の空白期を生み出してしまっている。その遅れを取り戻すべく明治期中期以降にかけて、学校制度が整備されていくなかで、地域社会に広く普及し親しみもありさらに従前の藩校などで武芸、教練として実施されていた武術、武道がどのように扱われさらに奨励されていったのかを明らかにすることが本稿の課題となる。そこには近代的な西欧の学校教育、体育の目標、課題と日本の伝統的な道徳観、鍛錬観、精神性などの拮抗を見て取ることができる。

2. 武道教材に関する文部省の見解

(1) 武道に対する体操伝習所の答申

明治4年廃刀令に伴い刀剣への規制も始まり、不平士族の動乱から武術稽古にも疑惑もたれ、東京府では「撃剣の稽古をする者は国事犯嫌疑と認める」というような布告も出された⁹⁾。しかし明治10年頃をさかいに、都市部では急激な西洋化への見直しや地方では武芸、武術に対する親近感への理解が認められていった。各種の道場の開設や学校での課外クラブ活動さらには随意科として武道の指導が行われた。明治15年には講道館が開設され、各地からの武術正課採用の要請に対応するように、翌16年5月文部省は「剣術及び柔術の教育上の利害適否に関する調査」を体操伝習所に諮問した。

体操伝習所吏員渋川半五郎のほか陸軍省より富田正直、警視庁より久富鉄太郎が伝習所兼務として調査に取り組み、生理学的見地から東京大学医学部長三宅秀と外国人教師 E. ベルツ、J. スクリバが招聘された。翌17年10月に出された答申では、身心の発育から考えて武道の正課採用は不適当であるという結論であった。「身体の発育助長、持久力、護身力、気力、などを養うことができる

けれども、身体の調和的発達をさまたげ、多少危険を伴い、闘争心を誘発し勝敗にとられる風を助長しやすいなど、心身の発達に応じた指導が困難であり、また経済上、管理上からみても」学校の正課として採用することは不適切である、というものであった⁹⁾。体操伝習所の立場は生理学、解剖学、衛生学といった医学的な面から発育期の学童を配慮したもので、競技主義、鍛錬主義を回避して適度な運動により身体の発育発達の促進、健康の維持増進を主課題とするものであった。それに加えて武道各流派は別々の教授、指導法で共通性も少なく、勝負、護身が主眼とされ、精神的効果に重点を置きすぎている点も否定的に受け止められた。しかしながら日本在来の運動であり、「慣習上行われ易きところあるを以て、かの正科を怠り、専ら心育のみ偏するが如き所に之を施さば、利を収むるを得べし⁷⁾」と付け加えられ、若干の配慮がされた。

体操伝習所の武道に対する否定的な答申が、兵式体操に対する積極的答申と対照的であるのは、森文相に代表される富国強兵策への効果的対応としての西欧的軍制への傾倒と三育主義に基づく医学的合理主義に立つ体育思想の優位性の結果であろう。

(2) 武道の体操化

明治35年頃にスウェーデン体操が紹介されるまでは、正課体育は大きな変更もなく普通体操と兵式体操が実施されていた。一方で学校衛生への関心が高まり、両体操に医学的視点からの批判が加えられつつあった。とりわけ普通体操は形式的で不合理なものとなっているとの批判を受けた。そこに生理学、解剖学に即した科学的で合理的なスウェーデン体操の紹介を川瀬元九郎や井口あくりらが相次いで行っていく。この体操の合理化に武道関係者は、伝統的精神をより所にしつつ、武道の体操化を試みその合理性を文部省に問いかけ、正課採用を求めていく。小沢卯之介は棒術、剣術、薙刀術、槍術等武道各流派から体育方法として適切なものを採録し、歩兵操典、体操教範、剣術教範、陸軍礼式、普通礼式法等を配慮して体操に同化の試みを「武術体操法」として著し、また「薙刀体操」を実施しその有効性を示しながら、武術の本旨を失わない新体操であることを強調していく。さらに中島賢三は「木剣体操」「長刀体操」を創作した⁸⁾。これらの試みは武道が尋常中学校でさえ正課とされず、わずかに一部の課外遊戯としての扱いに対する妥協策であった。しかし小学校でもこれらの「武術体操」が実施されるほど武道に対する理解や賛同があったことも確かである。

ただし文部省の武道に対する消極的な姿勢は明治期にとどまらず、数度の正課採用の建議にもかかわらず大正期に入っても法令上は随意科にとどめられていた。

(3) 体操遊戯取調委員会と武道

日露戦争終了の明治38年に体操遊戯取調委員会そして40年に陸軍文部省共同調査委員会が開催され、従来の普通体操とスウェーデン体操さらには国際的な広がりをもせるスポーツなど多様化した学校体育の整理統合が検討された。体操遊戯取調委員会は「報告書」において学校武道に関して以下のような結論を出している。

明治16年に体操伝習所の調査による正課不適當の決定後、明治29年に学校衛生顧問会議の調査でも従来通りであり、「近年体育奨励の声盛なると共に之を学校正科に加へんとして建議するもの多しと雖も今日に於いて曩に調査せる結果を覆し之を正科に加へざるべからずとするの理由を発見すること能わず仍て従来の方針に依り満15才以上の強壯なる生徒に限り任意正科外に行はしむるを以て正当なりと信ず⁹⁾」。この報告書では、委員会は従来の答申を繰り返しただけで、武道の正課採用を検討しているようにも思われぬ。

その後明治39年3月の第22会議での武道正課採用の建議に対して、積極的な発言に押され、委員会修正案「中学程度の諸学校に体育正課として剣術若しくは剣術形の体操（練胆操術）又は柔術若しくは柔術形の体操の何れか調査の上其の一を教習せしむべし⁹⁾」が可決された。この時点で中学校施行規則の改正までは至らなかったが、各地の中学や師範学校で武道は随意科的に採用されていた。そして明治44年中学校令施行規則が「体操は教練及体操を授くべし又撃剣及柔道を加ふること得¹⁰⁾」と改正された。高等中学校規定、師範学校規定も改正され、正課必修ではなく「随意科」扱いであったが、法令上の初の改正となった。

(4) 学校体操教授要目と武道

大正2年1月に陸軍と文部省の共同調査委員会の比較の協調的な協議を経て、学校体操教授要目が発布された。ここで初めて普通体操、兵式体操が「体操」として統一された。そして体操科の教材が、小学校で「体操」「教練」「遊戯」、中学校、師範学校の男子には「撃剣・柔術」が加えられた。「体操」は教科の名称として広義に使用されると共に教材のひとつとして狭義にも用いられるようになった。

「撃剣及び柔術」の武道は正科に「加ふことを得」と記載されたが、具体的な教材内容の配当表は示されなかった。随意科として「別に一定の方式を示さず従来の方法により適宜之を授くべし」という段階にとどめられた。指導上の注意として、勝敗を競うよりも、「特に精神的訓練に重きを置き」、用具の改善、危険防止に留意して「教授の方法を工夫して常に用具を清潔」にすることを掲げている¹¹⁾。

この要目作成の責任者である永井道明は、武道を要目に加えることには賛成したが、随意科として中学校に採用したにとどめた。また内容、方法を明記しなかったことは体操科教授時間外に実施させることを前提にしているようにも受け取れさらにその後の方向性などに関しても極めて消極的態度であった。

大正2年の学校体操教授要目の制定以後、これに準拠して全国の学校体操は実施されてきたが、その後教練の重視、スポーツの隆盛などにより大正15年5月に改正公布された。「撃剣及び柔術」の名称が「剣道及び柔道」に改められたが、体操科の教材は「体操、教練、遊戯及競技とす但し男子の師範学校、中学校に在りては剣道及柔道を加ふることを得」と示され随意科のまま、具体的な教材配当も示されず「剣道及柔道に関しては一定の方法を示さざるも適當なる方法を定めて之を授くべし」と改訂前とほぼ同文のまま、指導上の注意は「特に礼節を重し徒に勝敗に捉はるるか如きことあれへからず」とだけ掲げられた¹²⁾。学校での正課として武道が取り扱われていくのは、昭和6年の満州事変以後であり、教材の配当などは昭和11年の第2次学校体操教授要目の改正からであった。

3. 秋田県での武道実施状況

(1) 明治期中期における実施状況

体操伝習所が設立され、明治12年には教育令が公布され、西欧流の近代的学校制度における学校体育展開され始めた頃、徐々に儒教的思想の復活や修身重視の傾向が在来の武道の採用を求めていった。明治13年12月の元老院の教育令改正布告案の議論では、文部省の「体操」という原案に対して「武技体操」という教科名の修正案が出された。そこでは「体操だけでは少年たちの心胆を練り護国の強兵をつくることはできない。徴兵年限を短縮するためにも武技を加える必要がある¹³⁾」という富国強兵主義から体操科において武道を用いて精神的鍛錬と軍事的基礎訓練を実施していくことが論議されていった。激しい論争の末、11対7という採決で原案が承認されたが、その結果は後の兵式体操の強化、重視となっていった。

明治16年12月秋田中学関藤校長は、体育の重要性を説き、「尚一層の活発強剛の心身を養せんが為体操科中に撃剣の一科を加え随意科¹⁴⁾」として、担当者を配置し希望学生に指導していくとして時間割案を添えて県令に申し出ている。同じく秋田県師範学校でも「体操科補翼」として師範科生に撃剣を練習させることにしている¹⁵⁾。明治22年1月には秋田中学第3年級生徒に兵式体操（操練）が導入され、軍隊式の団体組織での行動が指導されていく。翌年の教育勅語の公布により、体育、武術への

関心が高まり、清国との関係の不安からますます武道熱が高まっていった。秋田中学では明治23年に寄宿舎が設けられ、25年から寄宿生28名に日曜、祭日の早朝、雨天体操場で撃剣の稽古が実施されていく。撃剣と柔道の教師が雇われ、竹刀、防具等を学校より支給して指導すると共に、26年には県知事等を招いての撃剣、柔道大会を開催するまでになった。27年に新寄宿舎が増設されると、いちだんと熱が入り人数の関係で二班に分かれて毎朝隔日の練習となった¹⁶⁾。師範学校では明治26年から柔術師範を招聘して撃剣、柔道、漕舟、游泳を課していく。

全国的な武道復興の高まりに応えるように、明治28年大日本武徳会が設立された。武道、武徳を保護奨励し国民の士気の涵養を目的に、全国に武徳殿を設立し道府県知事が支部長を兼ねた。このことは在来の武道に全国的な中核ができただけでなく、精神的訓練には武道が最適であり、武徳、尚武の気象の養成などが戦時体制とともに教育、体育に浸透していった。

(2) 明治期後期における武道実施状況

明治31年に後の大館中学、横手中学(明治34年にこの校名に改称)が創設され、34年には高等女学校も設立された。中等教育の普及と充実が進むと同時にこれまで校内での練習や大会であった武道が対校戦へと移っていく。秋田中学では明治32年9月に函館中学校生徒19名が修学旅行として来秋し、撃剣の試合を行っている¹⁷⁾。同年10月には大日本武徳会渡辺会長一行が来校し、各文武高等官の見守るなか撃剣試合を開催した。それに応えて「武徳会大演武会」が催され、一行の参観する前で柔術、撃剣、槍術、銃槍の演習が披露された¹⁸⁾。翌33年京都武徳殿で開催された全国青年武徳大会に「寄宿舎生徒第四学年小西貞助」が自費で参加し、撃剣試合で勝利し賞与を授与された。これに刺激を受けると同時に修学旅行費を県が支給することになり、旅行をかねて全国青年武徳大会等に参加することになる。37年には県からの補助が打ち切られ参加を見送らざるをえなかったが、撃剣、ボートが大会参加をしていった¹⁹⁾。30年頃までは撃剣に比べ柔道は「旧式にて一向興味なく生徒は柔道の教授を受くるもの甚なし²⁰⁾」という状況で、生徒の要望もあり、31年に「講道館出身」の白石康助を招聘し、柔道の普及がはかられた。

大館中学の初代西館校長は、「質実剛健の気風」を教育方針に掲げ、明治32年に担当者3名をおく「鍛錬会」を組織した。鍛錬会は「本会は神気を養ひ胆力を練り併せて身を強健にするを以て目的とする」として全員加入が義務づけられ、課目として普通体操及び兵式体操、撃剣、柔術、炮烙調練、遠足、行軍、学術旅行、徹夜、夜行、水練が実施された。正課の体操を規定の週3時間か

ら6時間に増加させ、寄宿生、通学生を問わず「鍛錬会の趣旨を貫徹せんが為め一週6日の間6時より7時迄生徒全体体操を行ひ8時より12時迄他学科の学習する」という時間割を組んだ。そして撃剣、柔術は校内試合としてさかんに実施されていった。翌年の「父兄への書翰」には、朝6時より体操や撃剣等の運動を続けた効果ははっきりと現れ、初夏を迎えるこれからは朝5時から運動をすることも考えていることを伝えている²¹⁾。西館はとりわけ德育を重視し学校家族主義と言える理念をもとに「生徒20名程度で構成し、部長には先生がつく。生徒は部友として、おたがいどうしは兄弟のように、部長には一家の家長のようにして教えを受けるという形態」いわば家族のような部属制を取り入れ、各部を競わせながら生徒心得の遵守、遠足、修学旅行などの活動を展開していった²²⁾。その主要な手段が体操、武道、教練であったといえる。

明治35年の秋田中学、師範学校では「従来撃剣柔術等の武術を以て体育方法の一に加へ居たりしが近来武術界の趨勢につれ一層の奨励を加へたれば従て生徒の熱心の漸く度を増し寄宿生の如きは早起きして所謂朝稽古を試むるなど甚だ盛なり」という状況であり、新年の稽古はじめには、両校長をはじめ知事、視学官の参観のもと「20数名の小学生も加はり市内知名剣客指掖の下に数十番の銃剣術を試み其挙措動作の活発なる従来の所謂学生に似ず頗る人意強ふせしむるのありき」と評価されている²³⁾。そして明治36年には秋田中学、大館中学、横手中学による撃剣の対校戦が開催されていく。

横手中学では明治34年に校友会が結成され器械体操、撃剣、相撲、柔術、野球など7つの運動部が組織された。撃剣は明治38から「準正課」とされたので、2年生は毎週1時間必修、3年生以上は志望として実施されていた²⁴⁾。創部当初から校内での試合のほか、1級から3級までの「級位検定」も実施され、38年には「横手町付近の剣客を会して大試合をなし、併せて部員の等級を定め」ている。さらに大館中学の来校時に行われた撃剣試合で完敗したことをうけ、横手警察署撃剣部との間に「連合撃剣会規約」が結ばれ、毎月1回練習試合を開催することが決められた²⁵⁾。柔術部も創部当初から活動が行われていたが、専門の指導者もなく活動は停滞していた。38年に生徒有志が自費で講道館柔道の専門家を招聘して本格的な活動が再開されていった。その後、地域の小学生、警察官、有志を交えての撃剣柔道大会が開催されていく。

明治39年に秋田市に武徳殿が設立されるとさらに全県の武道への関心が高まっていった。すでに明治20年代末からの武道への関心の高まりは、各地に武道場を開設させていき、中等学校の生徒も通うほどになっていた。特に明治19年開設した榭山「揚武館」をはじめ「練武館」

「尚武館」などで秋田中学、師範学校生が武道を自主的に行っていた。しかし明治30年代に入ると道場での稽古や軍隊の歓迎などの演武場の都合で児童生徒に学校を休校させることがしばしば起きた。「演武場と学校との間に往々にして衝突を来すことに於いては看す看す、

之を不問に附する能はず」という状況も生じ、演武場の稽古は「学校教育の下に従属」すべきであるという見解を秋田県教育会が示していく²⁶⁾。明治35年の秋田県内の武道団体と大日本武徳会会員数は次の表のようである²⁷⁾。

明治38年の秋田県教育会総会で「修業年限4ヶ年の高

秋田県内の学校外武道団体（明治35年）

名 称	武術種別	位 置	役 員	会員数
揚 武 館	撃剣・柔術	秋田市榎山	館長大久保泰臈	600名
報 国 館	撃剣・柔術	秋田市西根小屋町	幹事須田秀夫	300名
尚 武 館	撃剣・柔術	秋田市保戸野	館長萩津助吉	400名
練 武 館	撃剣・柔術	秋田市手形	館長貝塚清直	150名
榎山射的場	射的	南秋田郡広山田	長谷川勝太郎 遠田貞誠	30余名
八幡大弓場	大弓	秋田市八幡社境内	御代弦 羽生氏熟 長山武治	100余
志 穀 会	大弓	秋田市田中町	会長西宮継	30名
山本大弓場	大弓	秋田市鉄砲町	(営業矢場)	
土崎尚武会	撃剣・柔術	土崎	会長七條平六	150名
養 神 会	大弓	土崎池鯉亭	石井忠尚	20余名
志 穀 会	大弓	能代下川反	会長畑千代記	16名
與 武 会	大弓	大館作楽矢場	高橋末坪 濱松新七	30名
小田嶋道場	撃剣・柔術	花輪町	小田嶋治右衛門 小田嶋昌臈	20余名
花輪大弓場	大弓	花輪町	小田嶋由義	10余名
正 巳 会	大弓	本荘町	会長高橋健	16名
健 射 会	大弓	本荘町	熊本亀三郎	7名
揚 武 会	撃剣	本荘町	高橋健	60名
横手尚武会	撃剣・大弓	横手町	小室忠蔵	25名
大 弓 会	大弓	大曲町	遠藤政敏 榊田清兵衛 小西良吉	25名
武 談 会	撃剣・柔術・射的・槍術・銃剣術	秋田市	武田安之助 岐部熊雄 渡邊新一	70名
大 弓 会	大弓	湯澤町	佐藤治門	10余名
撃 剣 会	撃剣	湯澤町	坂野定熙 猪狩官衛	20余名

秋田県内の大日本武徳会会員数（明治35年）

郡市名	特別会員	正 会 員	賛助会員	計
秋 田 市	11	1,158	188	1,357
南秋田郡	17	1,393	46	1,456
北秋田郡	18	965	85	1,068
山 本 郡	19	1,285	6	1,310
川 辺 郡	8	718	19	745
由 利 郡	41	2,491	86	2,618
仙 北 郡	53	1,648	64	1,765
雄 勝 郡	21	1,087	18	1,126
平 鹿 郡	42	1,229	87	1,358
鹿 角 郡	12	566	23	601
計	242	12,540	622	13,414

等小学校に撃剣、銃鎗、柔術の一科若くは数科を加ふること」が論議された²⁹⁾。提案理由は、「尚武の気衆を養成する途がないからであらうと思ふ、之れを養成するには小学校時代から武術を仕込まなければならぬ武術を仕込むと自然に堪忍力を養うと同時に健康を保つに至る、世間能く武術を仕込むと人が荒くなる疎暴になると云ふて居るが、之れは大いなる誤解で、無教育者には往々疎暴に流るるか知れんが、決して左様のことがない」というものである。提案者からは「全国では幾らも武術を教科の一として課して居る所がある、当分の内に遊戯の一部をして体操の時間をさいて、遣らせるより致方がないが、往々は正科とし「本会で可決になれば会長より文部大臣に建議して実行を期する」考えが出された。これへの賛成意見として「此問題は至極同意なり、日露戦役に於て撃剣の心得ある者は総ての点に於て他に異なる所があり頗る成績が良好なりと聞く、軍事教育を補助する上に於て、是非此一科を加ふることを望む」というものであるのに対し、次のような反対意見が出された。「児童体力に及ぼす関係其他研究を要する点が多いので軽忽に決定すべき問題でないゆえ、宿題として来年の総会まで会員に預けて貰ひたい」「児童の年齢身体の发育上より見て果たして害なきや否は未だ研究を欠いて居るので、遊戯として体操科の一部として便宜之れを遣ることは兎も角も法令を改正して正科に加ふることは軽忽に失するの嫌ひあり」「撃剣の身体に利益を與ふるは認めて居るが、中学以上には無論であるが、小学に之を課するは如何かの疑なきにあらざ」「只今の戦争は智識の戦争であるから剣術の心得があるもなきに勝るかも知れんが、正科に加ふる程の必要を見ず、況んや志気を養成するには他に幾らも途ありと思う」。その後の提案者の補足にもかかわらず、この総会の議論では採決の結果大差で「宿題とする説」に決定している。

正課とすることでは提案者も認めているように指導者や経済的な問題の解決は容易ではないが、ほとんどの会員は武術の価値や必要性を認めているのでこの議題が廃案ではなく継続審議とされ、全国的な武術正課採用への運動と文部省、議会の対応さらには「体操遊戯取調委員会」の報告などを注視しながら時期を待つというものである。明治39年の体操遊戯取調委員会での武道の「正課採用」に関する委員会修正案の可決を受けて、秋田中学は明治39年、師範学校、大館中学は41年、横手中学は44年に撃剣、柔術を随意科から正科に変更していく。これにより校内の武術大会や他校との対校戦がますます盛んにやっっていく。

明治41年の教育会総会で「高等小学校に撃剣を加ふる事」が提案されている³⁰⁾。提案者は「小学校の児童を集め撃剣をなさしむるは氣質の鍛錬上云ふべからざる面白

味あり、其の意志を以て教育上に武術を加へられんことを望む而して中学校は1年より撃剣を教授するが年齢より云へば其の1年の3年生は高等小学校の児童と稍均しければ体育上にも別段の影響なかるべし」として、「一科目」としてではなく体操として教授することを提案している。反対意見は、「小学校にて体操科に加へると云ふの生理上より研究されし体操のあるあり又解剖上より云へば撃剣は児童に適するものに非ず」「小学校児童に課するに付き医師の説を聞かざりしか」といった医学、生理学上の点を問題とするにとどまり、採決の結果は反対少数で可決され遊戯の一部として指導されていくことになった。

明治41年10月に県知事に赴任し教育会会長にも就任した森正隆は、教育と勸業に対して極めて積極的な政策を数多く行った。とりわけ日露戦争後の社会風紀の乱れに対して武術の奨励を熱心に取り組んだ。とりわけ訓育に関しては「近来社会風紀の頹敗より勤勉力行の美風頹れて遊惰濶逸に流れ進取協同の氣象衰へて徒に固陋獨所の弊に陥り正義節制の觀念薄らきて廉恥礼讓の良習漸く將に消磨せんとする等遺憾の点甚た少からず是れ社界風紀の頹敗に依るとは云へ畢竟訓練其の宜しきを得ざるの致す所と云はさるへからず特に我国徳育の根本義たる『忠孝』の事如きすら時として児童の心に確全然樹立するや否や頗る疑問あるものを見るに至りて転た心に堪へざるものあり」「武を以て鳴れる我国も近来漸く文弱に流れ尚武の心日に薄く悠柔の風年と共に長先せんとは是れ教育か一般に文に流れたる結果にして之を救ふには武術を以てせさるへからず況んや風紀頹敗の今日に於いてをや」そのためには、学校外でも「文事と共に武術（撃剣、柔術、弓術、長刀、水泳など）を奨励し「文武不殊」の実現のために「演武場の設立」をし学校にも付設し「武術を正科の内に加え」さらに学校外でも「青年は勿論其の以外のものと雖も廣く武術の講究を奨励」されるべきである、と訓示を示した³⁰⁾。この後秋田では、「忠孝惟一」「文武不殊」そして「教育産業一致」が教育の三大方針となっていく。さらに森は愛、勇、敬の三綱と忠勤、実勉、進節、取制、共正、同義を6目として教育訓練細目として示している。

明治43年の教育会総会で「小学校に撃剣を普及せしむる方法」として「撃剣教授に適當なるものを代用教員として任用するの道を開くこと」が提案されているが多くの反対意見にもかかわらず森会長は「法規の上にて之を許さざる問題なるも其の精神はよく了解せりに預かりとすべし」と保留扱いとしている³¹⁾。このように秋田県では学校に限らず地域においても武術、武道の奨励が県の施政方針として進められていった。

4. 全県中等学校武術大会の推移

全県の武道に対する関心の高まりを受け、明治41年10月17日、撃剣、柔道の第1回県立学校武術大会が秋田県教育会主催で秋田市の武徳殿で開催された³²⁾。これ以後県内の中等学校はこの大会を最大の目標として、校内の武術大会、他校との交流試合を行っていく。各学校の選手を力量に応じて、撃剣、柔道各15階級に分け、各階級ごとに競技が行われた。参加校および結果は表の通りで、勝利から敗戦を差し引いた得点方式で、撃剣は師範学校、柔道は大館中学が優勝している。「来賓参観人多針の具体化数にして会場は立錐の余地なく競技者も平素鍛錬の精神と体力技術を以て勇壮活発に試合をなし観るものをして大に志気を興奮せしめたり」と大会は盛会なものとなっている。

第1回参加校と参加選手数

学校名	撃剣	柔道
師範学校	15	15
秋田中学	15	15
横手中学	8	3
大館中学	15	15
工業学校	15	0

第1回大会成績

撃剣	勝負	柔道	勝負
師範学校	40 7	大館中学	21 11
秋田中学	28 22	秋田中学	18 10
横手中学	27 21	師範学校	11 17
大館中学	5 25	横手中学	5 17
工業学校	12 37		

第2回大会は、明治42年10月16日から弥高神社創建のための秋田県教育会臨時総会が開催され17日の武徳会秋田支部の演武大会の後18日に撃剣と柔道の試合が行われた。参加校は第1回と同じで、撃剣、柔道とも秋田中学が優勝している。試合の詳細な結果は不明であるが、秋田市以外の学校に補助金が交付されている³³⁾。

第3回大会は、翌43年10月16日に秋田市武徳殿において内務部長、警察部、第二大隊、憲兵分隊のほか各県立学校長、市小学校長らの来賓を迎え柔道、剣道の試合が行われ、番外として女子師範学校、女子技芸学校の選手の薙刀試合が行われている。後述する森知事の「武術奨励規定」が制定されたこともあり、剣道は150組、柔道は70組の対戦が行われる盛況をみせている³⁴⁾。

第3回大会成績

剣道	勝負	柔道	勝負	引分
師範学校	44 1	秋田中学	17 3	8
横手中学	34 0	師範学校	15 5	8
秋田中学	17 5	大館中学	11 8	9
大館中学	17 15	横手中学	8 11	9
本荘中学	6 22	工業学校	0 24	4
工業学校	4 34			
農業学校	0 45			

明治44年7月、中学校令施行規則が改正され第13条で「体操は教練及体操を授くべし又撃剣及柔術を加ふることを得」とされ、法令上は随意科であっても正課として実施されることが可能になり、前述したようにほとんどの中学校が正課に加えた。

第4回大会は44年10月17日に開催され、大雨の午前5時には参観者が集まり始め6時にはすでに満席の状態となった。秋田市武徳殿に知事、内務部長、事務官、各県立学校長、市小学校長の観戦するなか午前7時半より剣道は212組、柔道は150組の取り組みが行なわれた³⁵⁾。

第4回大会成績

剣道	勝負	柔道	勝負
横手中学	44 8	師範学校	22 1
師範学校	42 16	秋田中学	20 6
秋田中学	31 22	横手中学	15 9
本荘中学	19 33	大館中学	11 17
工業学校	16 38	工業学校	8 19
大館中学	14 36	本荘中学	2 26
農業学校	10 22		

(なお農業学校の選手は他校の半分)

第5回大会は大正元年19月20日、会場を秋田県公会堂に移し開催される。晴天にも恵まれ、午前3時には参観者が集まり始め、各小学校の参観者だけで数百名にのぼり、知事、内務部長、警務長、事務官、各学校長、軍隊将校、市小学校長らが観戦するなか午前7時半より開始された。今大会では「賞奨の為両道の優勝旗を得たる選手一同には銀牌、両道一番組中の優勝一名つつに銀牌其他の各番組中優勝者一名つつには銅牌を授與」されることになりさらに剣道の「最優勝者に賞奨の希望を以て刀一本」が与えられている。剣道は252組、柔道は147組の対戦が行われ、柔剣道共に師範学校の優勝が決まっている³⁶⁾。

第5回大会成績

剣 道 勝 負	柔 道 勝 負
師範学校 51 13	師範学校 29 3
横手中学 44 13	秋田中学 21 13
秋田中学 39 21	大館中学 18 10
大館中学 34 26	横手中学 16 8
本荘中学 23 38	工業学校 12 20
工業学校 17 42	本荘中学 9 24

武術大会は森知事兼教育会会長の「文武不殊」の教育方針と武術の積極的な奨励策そして文部省の法規上の改正さらには時流にのって大正期には隆盛を極めることになる。大正期にはいと各中等学校が主催する武道大会も開催されていく。この全県武術大会は大正13年秋田県教育会の解散にともない、大日本武徳会秋田支部が主催となり、昭和18年まで続けられた。

5. 武術奨励規程の制定

明治43年10月、秋田県訓示第305号として森知事より「武術奨励規程」が公布された³⁷⁾。その目的は第1条にある「武術奨励の為等級を設け免許状を附與す其の成績優秀の者には特に賞を與ふ」というものである。全16条からなるこの規程は森知事が積極的に展開してきた、武術奨励による「社会風紀の乱れ」の是正と「忠孝惟一」「文武不殊」という教育方針を広く社会全般に普及させようとした施策の一端である。その後、明治44年には武術に比べ価値が低いとして「ベースボールとテニスの対外試合禁止」の通達を出し、翌45年には「スキーと相撲の奨励」の県令を公布していった。

剣術、柔術、弓術、長刀、槍及銃槍のそれぞれを等級に区分し³⁸⁾、その等級を表示するために「剣術および長刀、槍、銃槍は胴及面紐」「柔術は帯」「弓術は弓」を色分け指定した。「操行善良なること」「技術優秀なること」が認められると師範格、師範代格の免許が与えられ、競技会の審判さらに警察官署、県立、公立、私立学校の師範となることができた。等級の免許状は審査会で技術、操行の審査で判定される。さらに毎年の武術大会の時に進級の審査が実施される。学校の生徒には、武術奨励のために学校長による内許が認められた。そして武術に関して功労があった者は表彰を受け、成績優秀な者は氏名、等級を武徳殿に掲示され表彰されることになる。

詳細な等級区分と色別表示、各種の表彰さらには師範としての実益をも含めたこの規程は、競技性を全面に出しながらも伝統的な階級家元制に基づいて、各武道の奨励による技能の向上のみならず、武道に伴う精神的資質

の向上、武道理念の具現化をめざしたものだと言える。

6. おわりに

明治、大正期の文部省の武道への対応と明治期の秋田県における武道の普及、奨励の経過を概観して以下のようにまとめることができる。

1. 明治17年に体操伝習所が答申した武道の学校体育教材否定論はその後、明治、大正期におおむね支持され、武道は教科外での実施を余儀なくされていく。兵式体操へは積極的な文部省の武道への消極的意向は、初代文相森有礼の西欧式軍制への強い傾倒と武道、武術指導の不合理性への不信であろう。

2. 陸軍も武道の精神的な価値を評価しながらも、正課採用よりも兵式体操、教練のなかでの活用を優先させ、社会全般での幅広い普及を期待しているように思われる。

3. 秋田県の師範学校、秋田中学では体操伝習所へ諮問される前、明治16年以前より随意科として撃剣、柔術など武道の指導をし、明治30年代以降に創設される学校では設立当初から指導されていっている。

4. 秋田県の中等学校では、専任による課外指導により校内の武道大会のみならず他校との交流戦、対校戦さらには地域を含んでの活動が行われていった。そのため中等学校の校友会の設立の際には、どの学校も武道関連の部が設けられた。秋田県各地の武道場の種目、会員数にも武道が武術、武芸として身近で関心の高いものであったことが現れている。

5. 明治41年から実施された県立学校武術大会は、秋田県、秋田教育会が時勢に応じて取り組んだ行事であり、明治期からの県内での武道奨励の大きな原動力となったと見られる。さらに森知事の「武術奨励規程」を初めとする、積極的な一連の武道奨励策は学校のみならず、地域社会への大きな刺激となって武道の普及を促進していった。

註および引用

- 1) 井上一男：学校体育制度史 昭和48年 大修館 26-27頁
- 2) 岸野雄三、竹之下休蔵：近代日本学校体育史 昭和58年 日本図書センター 11頁
- 3) 今村嘉雄：日本体育史 昭和45年 不昧堂 345頁
- 4) 戸田金一：秋田県教育史 近代学校設立編 1976年 みしま書房 139頁
- 5) 岸野雄三、竹之下休蔵：前掲書 16頁
- 6) 今村嘉雄：前掲書 347頁
- 7) 岸野雄三、竹之下休蔵：前掲書 16頁
- 8) 小沢卯之助：武術体操法 明治30年（岸野雄三監修：近代体育文献集成 第13巻）
小沢卯之助：雑刀体操法 明治36年（岸野雄三監修：近代

- 体育文献集成 第14巻)
 中島賢三：木剣体操法 明治42年(岸野雄三監修：近代体育文献集成 第14巻)
- 9) 井口あくり他：體育之理論と實際付録 體操遊戲取調報告 明治39年 39頁(岸野雄三監修：近代体育文献集成 第5巻)
- 10) 井上一男：前掲書 77頁
- 11) 井上一男：前掲書 292頁
- 12) 井上一男：前掲書 339頁
- 13) 今村嘉雄：前掲書 362-364頁
- 14) 秋田高校剣道部百年史編纂委員会編：剣道百年史 昭和60年 50頁
 『秋高百年史』編纂委員会編：秋高百年史 昭和48年 11頁
 (また詳細は不明であるが、明治16年5月文部省が「撃剣柔術の教育上に於ける利害適否」の調査を伝習所に諮問した件につき、文部省が同年6月5日秋田病院への照会がなされている。秋田県剣道連盟編：秋田県剣道史 平成5年 122頁)
- 15) 秋田師範学校編：創立60年 昭和8年 757頁
- 16) 武道の練習が強制的になり、理由なく練習を休んだ者には、制裁として放課後の外出禁止の罰則が課せられた。(秋田高校剣道部百年史編纂委員会編：剣道百年史 昭和60年 50-51頁)
- 17) 撃剣の試合で県外との対抗試合として、これが最初である。(百年史編纂委員会編：前掲書 14頁)
- 18) 秋田高校剣道部百年史編纂委員会編：前掲書 51-52頁
 『秋高百年史』編纂委員会編：前掲書 77頁
- 19) ポートの選手は大日本武徳会主催の琵琶湖(美保ヶ崎)ポート競漕大会に参加している。明治36年(第2回大会)には秋田県師範学校も参加している(秋田師範学校編：前掲書 566-567頁)。なお秋田中学の年度別の参加選手は以下のようである。
 明治34年 撃剣3名 引率1名
 明治35年 撃剣7名 ポート8名 引率1名
 明治36年 撃剣5名 ポート2組16名 引率1名
- 20) 百年史編纂委員会編：前掲書 50頁
- 21) 大館鳳鳴九十年史編纂委員会編：大館鳳鳴九十年史 昭和63年 22-23頁
- 22) 大館鳳鳴九十年史編纂委員会編：前掲書 24-25頁
- 23) 秋田県教育会編：中師両校の武術現況 秋田県教育雑誌 第115号 明治35年 71頁
- 24) 横手高校百周年記念史編纂委員会編：横手高等学校百年史 平成10年 62-63頁
- 25) 横手高校百周年記念史編纂委員会編：前掲書 64頁
- 26) 秋田県教育会：秋田市における演武場 秋田県教育雑誌 第75号 明治31年 11頁
- 27) 秋田県教育会編：本県管内武術団体および管内武徳会員数調 秋田県教育雑誌 第115号 明治35年 69-70頁
- 28) 秋田県教育会編：前掲誌 第163号 明治38年 25-27頁
- 29) 秋田県教育会編：前掲誌 第202号 明治41年 44-45頁
- 30) 秋田県教育会編：教育に関する森知事の訓示 第215号 明治42年 1-7頁
- 31) 秋田県教育会編：前掲誌 第227号 明治43年 7-8頁
- 32) 秋田県教育会編：前掲誌 第201号 明治41年 1頁、第206号 同年 51-53頁
- 33) 各学校に支給された補助金は以下のようである。
- | | 第2回大会 | 第3回大会 |
|------|-------|-------|
| 大館中学 | 20円 | 19円 |
| 横手中学 | 15円 | 14円 |
| 本荘中学 | 15円 | 10円 |
| 農業学校 | - | 7円 |
- (秋田県教育会編：前掲誌 第219号 明治42年 10頁、第230号 同年 2頁)
- 34) 秋田県教育会：武術大会挙行状況 前掲誌 第230号 明治43年 53-55頁
- 35) 秋田県教育会：武術大会挙行状況 前掲誌 第242号 明治44年 38-40頁
- 36) 「剣道の優勝旗を受たる選手12名には銀牌一けつつ柔道の優勝旗を受たる選手7名にも銀牌一けつつ両道の一番組の優勝者一名宛に銀牌一け宛他の番組中は優勝者剣道11名柔道7名(柔道7番組には同等なる優勝者2名あり故に7名となる)に銅牌一けつつ」がそれぞれ授与された。(秋田県教育会：武術大会挙行状況 前掲誌 第254号 大正元年 42-45頁)
- 37) 秋田県教育委員会編：秋田県教育史 第2巻 昭和57年 163-166頁
- 38) 剣術、長刀、銃槍の階級は7階級で1級から6級はさらに上中下の3階級に分けられる。初心者は等級外として7級から1級に進む。15歳未満の少年は5級とし、1級はさらに甲乙丙に区分する。少年初心者は等級外として5級より1級に進む。15歳に達したときにはその成績により、全校の相当階級に編集させる。
 柔術は初段より10段とし、段の下に5級を設け、初心者は等級外として5級より始める。17歳未満の少年は別に5級を設け、初心者は等級外として5級から1級に進む。17歳に達したときには、剣術と同じ扱いとする。
 弓術は7級に分け、初心者は等級外として7級より1級にすすむ。(秋田県教育委員会編：前掲書 163頁)